

北斗市就学援助に係る準要保護制度の概要について

1 制度の概要

小・中学校に在学している児童生徒のいる世帯のうち、生活保護に準じた生活困窮者で、経済的理由により就学に支障をきたす保護者に対して、援助する。

2 対象者

- (1) 収入の少ない方、災害・病気・失業・事故などで児童生徒の就学が困難な方
- (2) 市民税の非課税又は減免、個人事業税の減免、固定資産税の減免をされた方
- (3) 国民年金保険料の減免、国民健康保険税の減免又は徴収猶予された方
- (4) 児童扶養手当の支給、生活福祉資金の貸付け、日雇労働をしているなどの方
- (5) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた方
- (6) その他特別の事情がある方

上記(1)～(6)に該当する者で、児童生徒の属する世帯の収入相当額が生活保護法の保護基準表により算出した需要額との比率が1.3以下の世帯。

3 就学援助の種類

- (1) 学用品費
- (2) 学校給食費
- (3) 修学旅行・宿泊研修費
- (4) 新入学学用品費
- (5) 学校病に係る医療費及び通院費
- (6) 体育実技用具費（学校の授業でスキー用具・柔道着を使用する場合のみ該当）

4 課題等

(1) 対象世帯の収入の取扱い

- ア 世帯の収入相当額は、申請年度の前年の収入で認定していること。
- イ 認定にあたっては、生活保護法の保護基準表により算出した需要額を基に、その1.3倍までの収入相当額の世帯を認定していること。

(2) 就学援助の対象外としている費用の取扱い

- ア クラブ活動費
- イ 生徒会費
- ウ PTA会費